

生涯学習支援事業の御案内

地域の団体等が、住民を対象として地域づくり・人づくりに係る講座や講演会等を開催する場合、講師料を援助することができます。

◇対象団体◇

- ◎学校（親子及び地域を対象に事業を行う場合）
- ◎町内会を活動拠点とする団体及びグループ
- ◎地域活動の支援及び地域づくり・人づくりに取り組もうとしている団体等
- ◎市内の家庭教育・青少年育成団体等

※政治、宗教及び営利を主たる目的とする団体は除きます



◇対象事業◇

富士宮市民を対象とし

- ◎自然体験、社会奉仕体験、環境保全、地域文化・歴史学習等の青少年の健育成に係る事業
- ◎社会教育課及び地域・学校・各種団体等の企画による地域づくり・人づくりに係る事業



©富士宮市さくやちゃん

- 支援を希望する団体は、事業実施の2か月前までに社会教育課へ事業実施計画書の提出が必要となりますので、事前に必ずご相談ください。
- 支援できる講師謝礼は富士宮教育委員会の定める「研修会等講師謝礼基準」に基づきます。（予算の範囲内）
- 事業開催日に、社会教育課で実施の確認を行います。
また、実施後14日以内に事業報告書の提出をしていただきます。

問 富士宮市 教育委員会 社会教育課 生涯学習係 0544-22-1186
E-mail e-shakyo@city.fujinomiya.lg.jp